

議会だより

38号
平成25年1月発行

Report of City Assembly



白鳥神社「奉納新年射会」

目次

議会報告 条例の改正等	2~9
一般質問	10~15
閉会中の調査事件	16~17

議員の賛否表	18~19
議会基本条例説明会について	20

平成24年 12月定例会

12月定例会は12月4日に開会し、20日に閉会しました。

審議された議案は、報告1件を受けた後に条例制定8件、条例改正11件、補正予算4件、その他4件、発議2件について議決し、承認1件を承認、認定9件を認定、人事3件に同意しました。

報告(1件)

報告第1号

市長の専決処分の報告について

1、市道白鳥水主線にて走行中の相手方車両が、道路陥没部分で、後輪タイヤのアルミホイールを損傷した事故の相手方に対する損害賠償金額の決定。

2、市営住宅ヤングハイツ小海の浄化槽マンホールに右足を乗せた際、蓋が破損し、負傷した事故の相手方に対する損害賠償金額の決定。

3、農道大谷馬篠本線にて走行中の相手方車両が、沈んでいく水道空気弁の蓋部分を通り抜けた際、後輪タイヤを損傷した事故の相手方に対する損害賠償金額の決定。

4、三本松小学校駐車場において、総務課臨時職員が草刈り作業中、石が飛散し、相手方車両の窓ガラスとボディを損傷した事故の相手方に対する損害賠償金額の決定。

5、大内工業団地12号区画の賦

払い延納金額の繰上償還による利子額の減額に伴う土地売買変更契約の締結。

条例制定(8件)

議案第1号

東かがわ市統合庁舎建設に関する住民投票条例の制定について。

詳細はページ7、9に掲載。

議案第2号

東かがわ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○ 法律の一部が改正されたことに伴い、新たに条例を制定。食事の提供において地産地消の推進に努める事等を追加。施行期日 平成25年4月1日

問 規定する条例で、改修を必要とする施設はあるのか。市内事業所の調査をしているのか。

答 改修を必要とする施設は基本的にない。調査については事務記録の一部を5年保存と

議案第3号

定め監査していく。

東かがわ市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○ 法律の一部が改正されたことに伴い、新たに条例を制定。非常災害対策の掲示の義務づけ等を追加。施行期日 平成25年4月1日

議案第4号

東かがわ市指定地域密着型サービスの事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準を定める条例の制定について

○ 法律の一部が改正されたことに伴い、新たに条例を制定。施行期日 平成25年4月1日



議案第5号

東かがわ市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について

○ 法律の一部が改正されたことに伴い、新たに条例を制定。

施行期日 平成25年4月1日

問 市には町村道は無いのだが条文中に市町村道という表現は違和感があるが。

答 道路構造令のうち市町村道に関する部分を条例化することから、香川県が先に条例制定したものを基準に制定した。

議案第6号

東かがわ市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定について

○ 法律の一部が改正されたことに伴い、新たに条例を制定。

施行期日 平成25年4月1日

問 道路との2cmの段差は、車いすの障害と高齢者のつまづきの恐れがあるが、なくしては。

答 法律を基に車道との区別をつけるため、段差の高さの基準を制定。

準を制定。

議案第7号

東かがわ市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について

○ 法律の一部が改正されたことに伴い、新たにこの条例を制定。

施行期日 平成25年4月1日

問 排水溝の蓋に規制を設けては。

答 高齢者等に配慮した整備は実施し、条例化については検討する。

議案第8号

東かがわ市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について

○ 法律の一部が改正されたことに伴い、新たに条例を制定。

施行期日 平成25年4月1日

条例改正（11件）

議案第9号

東かがわ市印鑑条例の一部を改正する条例について

○ 印鑑登録原簿の保管を紙ベースでの保管に加え、磁気テープ等で保管するため改正。

施行期日 平成25年4月1日



印鑑登録証

議案第10号

東かがわ市手数料条例の一部を改正する条例について

○ 印鑑登録の新規登録・改印など登録に関するすべての手続きに対して、手数料（すべて1件につき400円）を徴収するよう改正。

施行期日 平成25年4月1日

議案第11号

東かがわ市立学校設置条例の一部を改正する条例について

○ 建設中の大内小学校に係る

規定の一部改正。現在の誉水小学校及び丹生小学校を廃止。大内小学校を「西村1510番地」に新設。

施行期日 平成25年4月1日



建設中の大内小学校

議案第12号

東かがわ市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について

○ コミュニティセンターの管理について、指定管理者制度を導入できるよう改正。相生多目的研修センターと現在整備中の相生小学校跡地全体を「相生コミュニティセンター」として、本条例に追加。

施行期日 平成25年4月1日

議案第13号

東かがわ市交流プラザ条例の一部を改正する条例について

○ これまで午前、午後、夜の3つの使用時間区分であったものを、1時間当たりの料金設定に変更。陶芸室の利用料金を追加し、多目的ホールのリハーサル又は準備等のため使用する場合の料金を設定。

施行期日 平成25年4月1日

議案第14号

東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

○ 法律の改正に伴い、支給対象となる遺族の範囲に、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（生計を同じくしていた者に限る）を加えるもの。ただし、死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫または祖父母のいずれもが存しない場合に限定。

施行期日 公布の日

議案第15号

東かがわ市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例

について

○ 誉水、丹生小学校の放課後児童クラブを大内小学校放課後児童クラブとし、実施。

○ 引田小学校放課後児童クラブの実施時間について、他の地域と同様に学校授業日は放課後から午後6時まで、学校休業日は午前8時30分から午後6時までに変更。

○ 会費については、全ての放課後児童クラブにおいて、8月以外の月を月額2,000円、8月については月額4,000円に改定。

施行期日 平成25年4月1日

問 これまで引田で児童クラブ、子ども教室のモデル事業の成果は。大内地区はどうするのか。

答 成果はあった。大内に関しては、子育て支援課と生涯学習課が連携して行う。

問 料金改定についてどうか。

答 会費は他市と比べ少ない。

議案第16号

東かがわ市クリーンセンター設置条例の一部を改正する条例について

○ 大内クリーンセンターの一

施設に統合することになることから、所要の改正。

施行期日 平成25年4月1日

問 小海クリーンセンター廃止により料金変更はあるのか。解体撤去の方法は。(ダイオキシン等)

答 料金の変更は考えていない。解体は、今年度予算で精査している。ダイオキシンの外部飛散については、知識と経験のある業者を選定し、発注している。十分注意して進めていく。



大内クリーンセンター

議案第17号

東かがわ市宮住宅条例の一部を改正する条例について

○ 法律の一部が改正され、条例で定めることになったため改正。さらに改良住宅の裁量入居者の収入月額については、公営住宅の本来入居者の収入月額に合わせ、収入要件を緩和し、より高齢者世帯、障がい者世帯、子育て世帯が入居しやすいように改正。

施行期日 平成25年4月1日

議案第18号

東かがわ市都市公園条例の一部を改正する条例について

○ 法律の一部が改正されたため改正。

施行期日 平成25年4月1日

議案第27号

東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例及び東かがわ市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

○ 県人事委員会勧告等の趣旨に鑑み、55歳を超える職員でかつ、一般職給料表の6級以上のものの給料月額等に対し

て1・5%の減額。
 施行期日 平成25年1月1日

補正予算（4件）

議案第19号

平成24年度東かがわ市一般会計補正予算（第4号）について

歳入歳出それぞれ、1億5,418万5千円を追加し、補正後の予算総額を1億8,7億5,125万2千円とする。
 また、大川中学校区学校撤去整備事業と丹生地区コミュニティ施設整備事業に当たり、債務負担行為を追加。

○ 主なもの

若者住宅取得補助金 1,000万円

合併処理浄化槽設置費補助金 671万8千円

市道吉田出晴線道路改良事業 3,300万円

丹生地区コミュニティ施設整備事業 1,100万円

問 保育所費、賃金の補正の内訳は。

答 幼稚園・保育所の臨時職員数の確定による組替え補正。

問 市道吉田出晴線の道路改良は計画の全延長を改良せずに入口部分だけでも十分ではないか。

答 防災面と通行の安全確保の観点からも、条例の道路構造に基づき計画区間を改良する。

問 あめや台ハイツ合併処理浄化槽設置に対する補助金について、既存浄化槽の処理方法は。

答 浄化槽を全て設置したのち、地元の費用により撤去を予定。

議案第20号

平成24年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について

歳入歳出にそれぞれ9,738万6千円を追加し、補正後の予算総額を47億4,294万3千円とするもので、一般被保険者及び退職被保険者分の高額療養費並びに償還金等を計上。

議案第21号

平成24年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

歳入歳出それぞれ8,411万4千円を追加し、補正後の予算総額を36億5,883万4千円とするもので、要介護認定者及び介護サービス利用者の増加に伴い不足が見込まれる介護保険給付費等を計上。

議案第22号

平成24年度東かがわ市水道事業会計補正予算（第2号）について

収益的収支では、水道事業費用257万7千円を追加し、補正後を6億927万4千円とし、更に、資本的収支では、資本的支出177万1千円を減額し、補正後を7億4,625万9千円とするもので、水道事業費用の営業費用では、漏水や配水施設の修繕費200万円を追加し、人事異動等に伴う人件費の増減等及び委託料の減額。

その他（4件）

議案第23号

財産の譲渡について（旧引田中学校跡地）
 譲渡する財産
 旧引田中学校跡地

譲渡価格

1,000万円

譲渡の相手方

大協建工株式会社

問 譲渡先の業種と、雇用等について向こうからの提案はあったのか。

答 相手方は、主に内装工事関係の企業である。また、跡地の利用方法については、再生可能エネルギーとか、地域の特産品の生産などをすると伺っている。

議案第24号

指定管理者の指定について（としまるパペットランド）

公の施設の名称

とらまるパペットランド

指定管理者

一般社団法人パペットナビ

ゲート

指定の期間

平成25年4月1日から

平成30年3月31日まで

問 今までは、とらまる人形劇研究所であったが、これは別の団体か、前の研究所とメンバーは同じか。

答 別の団体である。今の研究所は4月1日以降、市外へ拠点を移すと伺っている。代表者は、現在、研究所で理事として活躍している。

問 地域にもっと人形劇が広がっていくよう指導していくのか。

答 地域への広がりには、子ども教室等を活用しながら、体験し、興味を持っていただく。

議案第25号

指定管理者の指定について
(絹島いこいの里)

公の施設の名称
絹島いこいの里(ベッセル
おおち、健康広場、絹島公園、
絹島キャンプ場、スパークお
おち)

指定管理者

株式会社創裕

指定の期間

平成25年4月1日から

平成30年3月31日まで



ベッセルおおち

問 指定管理者が変わる場合、
機器及び備品等の売却につ
いて。

答 創裕が購入しているもの
については、当事者同士で交渉
いただく。

議案第26号

指定管理者の指定について
(白鳥温泉)

公の施設の名称

白鳥温泉

指定管理者

株式会社創裕

指定の期間

平成25年4月1日から

平成30年3月31日まで

問 選定の理由、その決め手は。
答 指定管理者選定審議会から
の答申を尊重するとともに、
経営状況を好転させた実績
と、多数の温泉施設を経営し
ている実績から適当。

発議(2件)

発議第1号

東かがわ市議会委員会条例
の一部を改正する条例につ
いて

地方自治法の一部改正に伴
い、本市条例の一部を改正。

施行期日 議長が規則で定
める日。

発議第2号

東かがわ市議会議規則の
一部を改正する規則について
公聴会や参考人などの制度
を本会議においても活用でき
ることとなることから、運用
方法を規定。

施行期日 議長が規則で定
める日。

承認(1件)

承認第1号

専決処分の承認を求めるこ
とについて(平成24年度東か
がわ市一般会計補正予算(専
決第2号))

歳入歳出にそれぞれ2, 3
67万8千円を追加し、歳入
歳出予算の総額をそれぞれ1
85億9, 706万7千円と
する。衆議院議員総選挙に伴
う、投・開票事務に要する経
費についての補正。

人事(3件)

諮問第1号~諮問第3号

人権擁護委員の推薦につき
意見を求めることについて

高田千浪 (再任)
赤松一人 (再任)
小島泰秀 (新任)

任期 平成25年4月1日から
平成28年3月31日まで

各常任委員会の主な
質疑答弁を含む。

議案第1号

東かがわ市統合庁舎建設に関する
住民投票条例の制定について

平成24年11月26日

「統合庁舎建設を考える会」代表田中隆司氏より「統合庁舎建設に関する住民投票条例」を制定するよう、署名簿（7, 182名）と住民投票条例案の提出（請求）があった。

平成24年12月4日

市長は、それを受け12月議会に「東かがわ市統合庁舎建設に関する住民投票条例の制定について」を市長の意見書を附して提出した。

平成24年12月6日

本会議で意見陳述を行い、総務文教常任委員会へ付託した。

それを受け総務文教常任委員会を開き、参考人として本案の請求代表者である田中隆司氏、副代表者の佐藤猛氏と説明を求める委員外議員として東本政行議員、井上弘志議員、田中孝博議員に対し出席要求をすることを決定し、総務文教常任委員以外に8名の質疑をする委員外議員の申出を許可した。

平成24年12月7日

総務文教常任委員会を開き、田中隆司氏、東本議員、井上議員、田中孝博議員の出席を得て審査を行い、委員の質疑終了後、8名の委員外議員からの質疑を行った。

市長の意見書について

- ① 住民投票条例案の内容に関する疑問点及び問題点
- ② 住民投票条例制定請求の要旨に関する疑問点及び問題点
- ③ 統合庁舎建設事業の必要性及び緊急性

上記の3点についての意見を附して、この住民投票条例については、その必要性は無いと考え反対であるとの提案をした。

平成24年12月7日の総務文教常任委員会での主な質疑

問 統合庁舎建設事業費は、平成24年度東かがわ市一般会計当初予算で、審議、可決している。

議会においては、決定した議会の意思、議決は議員個々の意思からは独立したものとなり、議会全体の統一した意思となる。

たとえ議決とは反対の議員でも、その議会の構成員である以上、成立した議決に従わなければならないがどう思うか。

答（東本議員）市民の支持、合意、理解が得られていない予算、そのものが問題であり、これを是正しようとする住民の皆さんと一緒に行動するのは問題ないと思う。

（田中孝博議員）これは市民の意見、民意を代弁し、共にそれを反映しようとしている。これについては、後日、市民の皆さんがどのように判断されるのか、結果として分かる問題である。

（井上議員）議会の議員としてこの住民運動に参加していない。私は一市民として参加している。議会のチェック機能が果たされていないという多くの市民の声が行った。

問 地方自治法第112条に「議員の議案提出権」があり、普通地方公共団体の議会の議員は、議会の議決すべき事件について、議員定数の12分の1以上の賛成者があれば、議会に議案を提出することができる。

東かがわ市の場合2人以上で、今回と同等の議案を提出することができるが、この認識はあったのか。

答（東本議員）議案提案について検討したが、提案はできるが否決は見えているので、やはり一番実現の道というのは、市民の直接請求が一番効果があると判断した。

（田中孝博議員、井上議員）同じ意見である。

問 東本議員は、議会の結論はもう出ているので、どうせ否決されると言ったが、そういったことを前提に言うのは、議会制民主主義がどうなっているのか、議会の存在価値を無視することでないのか、議会の責任の重大さを認識しているのか。

答 (東本議員) 市民の代表であることの大きさは理解している。だからこそ大事な問題は市民の皆さんの意見をしっかりと聞いて判断するのは当然である。

問 統合庁舎を考える会は、今回の請求に当たって、チラシを配布して署名の協力者を求めている。「統合庁舎建設は問題だらけ、市民が決める住民投票を実現しましょう。協力していただく方募集中、下記まで連絡を」とし、代表で元大内町議の田中隆司氏、副代表で元市議の佐藤猛氏、そして現職市議の井上弘志議員、田中孝博議員、東本政行議員、鈴江代志子議員の連絡先が書いてあるが、このチラシに書いてある内容は事実であるのか。

答 (田中代表) 事実である。

問 田中代表は、24年間も議員として大内町議をされ、経験も豊かであると思う。地方自治法第74条について、特に署名活動における留意点を協力者に説明されたと思うが、いつ、どのようにされたのか。

答 (田中代表) 委任は私から直接5百数十名の方にお願した形を取っているが、実際上は、その方全員に当たってはいいない。私を通じて形式的にお願いした。

問 このチラシには、「市長は、わずかな耐震補強をすると数十年間各庁舎は使用できると知りながら、住民説明会等で市民をごまかす発言をしている」とか、「専門家から大内東庁舎と白鳥南庁舎はあえて耐震工事をしなくても大丈夫だと言われた」と書いてある。

これまで、議会で執行部から受けた説明とは大きく違つがこの主張に対して市長の考えは。

答 (市長) 全くひどい内容である。都合のよいところだけ取り上げており、扇動的に表現したものと認識している。

問 このチラシでは、「東かがわ市が行財政改革の努力もせずに、そのしわ寄せを市民に押し付け、そのため高い国保税となり、介護保険料も基本額が値上げされた。それなのに庁舎を建設するのはおかしい」と言っている。しかし、東かがわ市は総務省の統計による類似団体との比較においてむしろ良いと考える。

合併後、執行部、議会も協力して行財政改革に取り組み、その結果、平成15年の合併時の市の借金は242億円であったが、平成23年度末には188億円まで下げ、また、基金も約40億円積み立てている。

本市の国保税や水道料金は他の自治体と比べ本当に高いのか。

答 (市長) 今の財政状況は合併時から言うと、50億円近い市債を減少させ、貯金である基金を約20億円増額させている。これは一生懸命に行財政改革に取り組んだ結果である。

また、水道料金は値上げしても、県内では下から2番目であり、国保税の一人当たりの負担額は、県内8市の中では一番低い額である。

問 庁舎の建設位置について、チラシでは浸水のリスクに関して、東日本大震災の教訓を全く無視しているとあるが、8月の政府の発表で、白鳥庁舎付近は浸水域には入っていないと理解しているがどうか。

答 (市長) 予想される東南海地震の津波高は、第一次発表では3・9メートルとの発表であったが、8月の第二次発表は、県で確認をし

たところ白鳥の海岸については、2メートル前後であり、白鳥庁舎は浸水域には入っていない。

問 田中代表は、大内庁舎は耐震すれば40年持つと言ったが、大内庁舎は幾らの耐震工事をすれば40年持つのか。

答 (田中代表) 専門家によると、その耐震工事の見積額は大内庁舎の西棟は4千万から5千万円である。東側の古い建物は、あえて耐震工事はする必要はないとのことである。

問 その専門家の方のお名前は。

答 (田中代表) 固有名詞を出すのはご遠慮させていただく。

問 この住民投票条例案は、住民投票の期日の周知や投票の方式等の規定はなく、この条例では適正な管理執行はできないとあるが、署名活動を始める前に6回、担当職員と協議し、問題なしと確認しているのではないか。

答 (選挙管理委員会書記長) 選挙管理委員会としては、形式的な書類の審査で、署名簿に不備があれば受理できないので協議を重ねた。条例案については、請求者が提出される条例案をそのまま提出する説明をしている。

問 市長は、統合庁舎整備について何度も広報等で示していると思う。しかし、今回、7,182名が署名をされたということは、まだまだ説明不足であると考えられる。

今後、統合庁舎について情報の提供や説明を市民の皆様にごのようにするのか。

答 (市長) 7,000名に余る方が署名されたという事実は重く受け

止める。ただ、今回の質疑を聞きながら、4名の方の発言、また、発行されたチラシを見て本当に市民の皆様が惑わされて、間違った理解をされた方も大勢いるのではと思う。

今までの広報では説明不足と感じたので、広報紙を中心に、また、各種の会合等で説明したい。

問 耐力度調査については、構造耐力、保存度、外力条件の三つで総合的に判断するものであり、この保存度と構造耐力に関してどう思うのか。

答 (田中代表) 詳しい内容は知らない。

問 議会として、不備な条例を可決するわけにはいかないがどう思うか。

答 (田中代表) 不十分については、率直に問題があると思う。

問 住民投票は、地方議会と市長による代表民主制を基本とする地方自治制度にあつて、これを補完する制度として地方自治法に規定があるものである。

そのため、議会、市長の意思決定に関して、それを補完するものと考えられる。その点において、住民投票は既に決定されたものを覆すものではなく、可決後に住民投票を行うのは、これに合わないと考えるが。

答 (田中代表) この条例で十分いけると思う。

5時間に及ぶ慎重な審査を行った結果、討論はなく採決の結果1対4で、この条例案は否決すべきものとなった。

12月20日の本会議では、委員長の審査報告の後、質疑はなく反対4名、賛成3名の討論があり、採決の結果4対13で、この住民投票条例の制定については否決となった。

一般質問

集会所整備について

耐震診断調査費については新年度予算で検討

総務課



矢野 昭男

問 南海・東南海地震の発生等、災害時に備えて、自治会集会所の整備について伺う。自治会集会所整備交付要綱に示されている補助規定では、改造及び修繕も対象にしている。災害時の第一避難所の多くは自治会集会所になっていくが古い集会所もあり、耐震性があるかどうか、定かでない。この場合、自治会員の共有物のため、会員の合意がなければ、費用を要する診断をすることもできない。この診断費用、耐震工事が必要な場合の事業費の算定をする費用、いわゆるコンサルに調査を委託する費用を、市が負担してはどうか伺う。

答 これまで本市では、自治会が行う自治会集会所の耐震改修を含む修繕、改築事業に対し補助金を交付している。また耐震診断については、個人所有の住宅において、平成23年度に東かがわ市民間住宅耐震対策支援事業費補助金交付要綱に基づき補助制度を創設したところである。今後、自治会が管理する自治会集会所についても、災害発生時における地域の一時避難所としての役割を担う施設となることから、防災対策の一環として、自治会が行う耐震診断に対する支援制度を整備していく。

問 災害はいつくるか予測できない。支援制度を整備するのであればできるだけ早く、来年度から対応してはどうか。

答 新年度予算で検討する。

公共施設にLED照明を導入しては

可能なところから取り組む

総務課



楠田 敬

問 ひっ迫する電力事情を背景に、省エネ対策として公共施設へのLED照明の導入は積極的に検討すべき課題といえる。またLED照明の導入は、電気料金値上げによる財政負担の軽減を図ることにつながる。一つの手法として、民間資金を活用したリース方式によって公共施設へのLED照明導入を進める動きがある。リース方式を活用することによって新たな予算措置をすることなく、電気料金の節減相当分でリース料金を賄うことを可能とするものである。本市においても積極的に活用してはと考えるが、市長の所信を伺う。

答 現代社会において、電力は、市民生活や企業活動のライフライン

インとして必要不可欠であり、その安定需給のためには、供給側でなく需要側も含めた社会全体での早急な対策が必要と考える。議員質問のとおり、積極的な設備の省エネルギー化を妨げる要因のひとつである初期投資の大きなものについて、リース方式による民間資金を活用することは、その早期対策に非常に効果的である。LED照明のリース化については、近く、全国の地方自治体の実務担当者を対象にした道路照明灯のLED化の説明会が開催されるので、これに参加して詳細の研究を行っていきたくと考えている。また、小規模だが、本市公共施設のワーカーソン、マーレリッコにおいて、指定管理者が、今年10月からリース方式によるLED照明への改修を導入している。これらも参考にして、可能なところからLED化への取り組みを行っていく。

原告に訴訟費用を求めるとき

慎重に判断する

総務課



木村 ゆみ

問 平成20年に始まった一連の東讃漁協補償問題に関しての裁判は、市が全面勝訴で集結し、23年度決算ではこれにかかった弁護士費用、462万7千円が示された。これ以外に、担当職員の人件費も考慮すると、訴訟が自治体に強いる金銭的な負担は計り知れないものがあり、当然、税金が使われるということである。自治体としては、原告に訴訟費用を負担させるべきと考えるが、市長の所見を問う。

答 本件訴訟を振り返ると、当時、県の埋立て事業で形成した三本松港埋立地は、その利用目的の見通しが立たないまま塩漬け状態となっており、土地開発

公社の金利も膨らんでいた。そんな折、市は県内大手の株式会社タダノを誘致することを政策決定した。判決では、東讃漁協への補償等は、三本松港埋立地を売却して企業を誘致することを目的とした事業の過程で発生した、合法で必要な支出であることが立証された。

直接の原告ではないがこの裁判で首謀的立場をされた方々が、経済的損失を及ぼしたことにとどまらず、本市のイメージを著しく傷つけたことに怒りを覚える。

住民訴訟に限らず民事訴訟の場合、訴訟費用の請求は、事務的負担が大きい割りに弁護士費用が含まれず、請求できる額は少額で、労力と成果が釣り合わないためほとんど請求がされない。原告への請求は、顧問弁護士とも相談して慎重に判断したい。

市職員地区担当制度を導入しては

地域活動に積極的に参加するよう努める

総務課

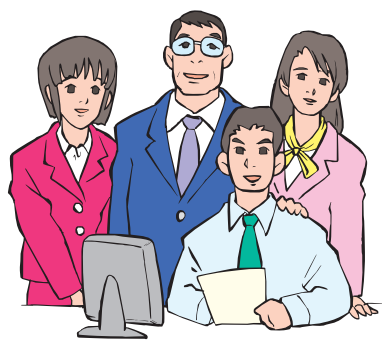


渡邊 堅次

問 「活気のある希望の持てる東かがわ市」の実現のために、市民と強固な地域コミュニティを構築して協働によるまちづくりを目指すことが、大切である。地区の方が自らの地区をどうすべきか真剣に考えて行くときに、各地域に地区担当職員を配置し、行政情報と地区情報の共有化を図り、まちづくりや地区活動のコーディネートをして、自治会長や自治会役員をサポートして地域と行政のパイプ役となる市職員地区担当制度を導入できないか。

答 現在、地域で取り組みが進みつつあるコミュニティ協議会を支援するとともに、市職員が

地域と行政の繋ぎ役になるなど、地域活動に積極的に参加するよう職員の意識、気構えの醸成に努める。また職員が出来る限り地域の何にでも関わり、地域の皆様と話しが出来る人間関係の形成が大切であり、かつ地域で頼りにされる職員になることが肝要であり、少なくとも幹部職員が手本を示せるようになる。



住民投票条例案に問題あり、としているが、署名した人の思いを否定するのか

署名は重く受け止めている

総務課



井上 弘志

問 市長は、住民投票条例案に問題点として公職選挙法の規定が準用されていない、本来規定すべき住民投票の期日の周知や投票の方式等の規定がない、この条例案では住民投票の適正な管理執行が出来ないとしている。市長は、何の根拠をもって問題ありというのか。

答 提出された条例案のままでは、事実上適正な管理執行が出来ないことを述べたままである。

問 住民投票を管理執行するのは選挙管理委員会である。市長は選挙管理委員会の代表か。

答 質問の内容が十分把握できない。

問 条例案の内容そのものにつ

いては、請求者の目的、趣旨が反映されるものであり、受付する側の市が審査すべき立場なことだが、それならば条例案に対し問題ありと言うべきではない。矛盾するのではないか。

答 問題はない。

問 署名活動は、条例案を含め必要書類を市長に提出し事前にチェックを受けた。市長より認められて署名を集め、署名簿を提出した。自ら認めたことに対し、問題ありというのは、自己否定ではないのか。

答 自己否定ではない。

問 条例案に問題ありと主張することは、統合新庁舎を考える会、署名を集めた人、署名をした人の思いを否定するのか。

答 署名については重く受け止めているが、趣旨を正確に理解した上での署名活動だったのか疑義を抱かざるを得ない。

市職員が住民投票を求める署名に応じると不利益な扱いとなるのか

署名後に不利益となることはない

総務課



東本 政行

問 7, 182人分の署名について市長は、「重く受け止める」と言ったが、どう重く受け止めるのか。言葉だけしか感じないがどうか。当初「こんな運動が起こり残念」という市長発言は撤回すべきである。多くの市民が署名に託した意思を尊重すべきでないか。今回この運動が盛り上がった背景には、統合庁舎を進める市と建設について疑問と批判を持つ市民の意思の間に大きな離れがあるからである。このかい離を解決するの

が、住民投票である。住民投票ぬきに統合庁舎建設となると、市民は今以上に、市政への批判、失望、信頼を失うことになる。常任委員会審議の中で、ある議員から、署名の中に市職員がいたかどうか聞かれ、副市長

は、縦覧したがいなかった、と答えた。そう答えたこと自体市職員に対して人権侵害である。市職員も憲法第19条で基本的人権は守られる。市職員でも署名に応じることが自由に行けると考えるが署名すると何か問題があるか。また今回、市職員の家族や市と仕事上の関係のある市民から、署名すると後で不利益な扱いを受ける心配があるとの声もあった。絶対にそんなことがあってはならないと思うがどうか。

答 名簿収集受任者と署名された方々が趣旨を正確に理解した上だったのか疑義を抱かざるを得ない。市職員の署名については副市長が正直に答えたままである。署名したからと、後で不利益になることはない。

問 「正直に答えた」では済まされない。憲法第19条遵守義務から大問題である。猛省を求め

答 ただ正直に答えたただけだ。

市民が豊かになる

活力ある地域活性化対策を

「コミュニティビジネスに積極的に取り組む

政策課



滝川 俊一

問 経済状況が悪いため、まだ若者雇用は、厳しいものがある。また定年退職者には仕事がないため、家に居る人達もたくさんいる。「雇用なくして定住なし」という言葉を聞く。地域活性化のため「雇用の創出」は大事である。本市においての「雇用対策」について伺う。

答 市内就職を希望する学生を中心に「ふるさと就職推進センター」において、企業及び求人情報等を提供してきたほか職業紹介を実施してきたところである。今後は、求人求職のミスマッチ解消に向けて関係機関との連携のもと、一層の情報発信に努め、若者の定住化を前提とした就職活動を支援していく。

問 近年、地域活性化の為の一つとして、コミュニティビジネスが注目され始めている。その成功事例もあり取り組む自治体が増え始めている。市民から様々なアイデアを募り、それに対し懸賞を出し、さらに助成金を交付して支援する自治体もある。まちづくりのサポート事業から子育て支援、福祉関係の事業、地場産業に貢献する特産品作りなど、さまざまなアイデアが出されている。「東かがわ市を元気にしよう」と考えるのであれば、本市としても積極的に取り組むべきと考える。市長の所見を伺う。

答 地域の皆さまがそれぞれの課題解決の手段を考え、その地域の特色そして地域の資源を活用しながら、最終的には継続的なビジネスに繋げていけることを期待しているところであり、その支援をしていこうと考えている。

ミニチュア児遊館の入場料無料年齢の引き上げを

3歳以下まで無料にし利用状況を検証

子育て支援課



鏡原 慎一郎

問 市内の公園施設は何箇所あり、設置遊具はどのようなものがあるのか。

答 市内には合計で34箇所あり、ブランコ、滑り台等が設置されている。

問 子育て支援センター事業の活用状況は。

答 週5〜6日利用でき、昨年は4,765人であった。

問 それは子育て支援センターで行事が行われている時の参加であって、週5〜6日の利用はほとんどないのではないのか。

答 その通りである。

問 是非とも子育て支援センターを活用しやすいように周知等を行っていただきたい。

答 広報はもちろん個別に案内することも考えていく。

問 公園や支援センター以外の遊び場施設はあるのか。

答 幼稚園は休日でも施設せず、園庭の解放を実施している。

問 それは、多くの方は知らないと思うが、周知は出来ているのか。

答 周知不足もあると思うので広報等での周知をしていく。

問 とらまるパペットランド内にミニチュア児遊館があるが平日の個人的利用はどのくらいあるのか。

答 年間約3,800名で、収益としては約50万円である。

問 この施設を平日のみ就学前児童、また保護者1名までは無料とし、子育て施設、遊び場施設の拠点としてはどうかと考えるが。

答 3歳未満無料から、3歳以下無料にする等し、利用状況の把握をしながら検討していきたい。

子育て支援乳幼児医療無料化 年齢引き上げについて

入院は、年齢を中学校まで引き上げ来年度から実施へ

保健課



石橋 英雄

問 今年3月議会での平成24年度予算審査特別委員会で、乳幼児医療無料化の年齢引き上げについて質疑した。

子育てをする家庭では、高学年になるほど生活費がかかると思うし、少子化対策の一つとしても有効な政策ではないかとの趣旨であった。来年度から一部でも実施に向け、検討したかとう。

答 総合的かつ慎重に検討した上で、子育て家庭の経済的な負担の軽減とともに、安心した子育て支援にも効果があるものと判断し、平成25年度から小学生及び中学生が入院した場合、医療費が無料となるように支給対

象を拡大する措置を講じていきたいと考えている。

問 前向きな答弁であるが、より制度を充実するために、小学生・中学生が通院時にも実質負担軽減のため、せめて実費の半額を補助する等再検討は出来ないのか伺う。

答 福祉医療制度の拡大は、家庭の経済的負担の軽減を図れる一方で継続的な公費負担が将来にまで及ぶことになるが、次代を担う子どもたちのためにも、引き続き、子育て支援策の充実を図っていく。

問 医療費の年齢引き上げの中で小・中学生の入院費自己負担無料化で、どの程度の予算が必要だと試算しているのか。

答 550万円前後必要と考えられているが、25年3月の市議会定例会で審議をお願いすることとなる。

介護予防事業の充実を

地域に密着し、きめ細やかな対応を考える

保健課



大田 稔子

問 本市の高齢化率は、34.1%であり、2020年には、41.9%と予測されている。高齢化が進む中、介護予防事業は、充実しているのか。本市の具体的施策は。

答 「健康づくり・介護予防の推進」を、第一の重要施策にあげている。介護予防教室に全員が参加できる体制を整えた。一般高齢者は、本年度サロン事業で、介護・認知予防講座を実施した。

問 自治会数188に対し、サロン52団体は、十分なのか。

答 社会福祉協議会と連携して、サロン事業の推進を図っていると伺うところである。



いきいき教室（口腔ケア）

問 高齢者の居場所づくりと、生きがいをみつけるには、地域支援委員等の育成が必要では。

答 地域の中心となり活動される介護予防サポーター等の育成に努めている。

問 想定される課題は。

答 環境づくりが一番大切であり、成果がでるような有意義な活動をやっていく。

引田漁港の高潮対策を

27年度から事業を予定

経済課



池田 正美

問 引田漁港は平成16年、8年

前の高潮によって一部荷揚場、畑方ポンプ場への入口等から海水が中ノ丁地区へ浸水して被害があった。引田漁港にも防護施設の設置が必要だと思う。高潮対策の事業概要と、状況を伺う。

答 引田漁港における高潮対策事業については、県の定める津波、高潮対策整備推進アクションプログラムの中で、整備指定区域になっており、事業の計画がある。

市ではこのアクションプログラムに沿って、市内の漁港の高潮対策事業を順次施行しており、平成17・18年度には、小磯

漁港において護岸の嵩上げ工事、平成23年度からは馬篠漁港で、平成24年度からは馬宿漁港の胸壁工事を施工している。引田漁港についても、平成27年度から高潮対策の事業を予定している。



引田漁港

用地買収を専門に担当する職員を

大規模事業などの推進には必要

建設課



橋本 守

問 香川県が、東かがわ市の区域内において、進めている建設事業のうち幾つかの事業が停滞している。新川改修事業や、県道徳島引田線などである。

市の建設課に、県と連絡調整と用地買収を専門に担当する職員を配置して、県事業の把握と推進に協力するのはどうか。

答 現在、香川県では、道路や河川及び港湾海岸等の整備事業を鋭意推進しており、本市においては、これらの県事業については、地元協議や説明会に出席するなど、県と連携協力しながら進めている。

指摘のとおり、一部の事業については、用地取得の段階で難

航している事業もあるが既に一定の方向性が決定しつつある状況と聞いている。
「市の建設課に、県との連絡調整と用地買収を専門に担当する職員の配置をしてはどうか」との提案は、大規模な県事業など推進していくためには必要なことだと認識している。



新川改修事業（白鳥切抜地区）

平成23年度決算審査特別委員会報告

本委員会は、9月定例会において設置され、一般会計など決算関連9議案が付託された。審査は3日間にわたり、教育委員会・総務部、市民部、事業部の順に、執行部から提出された主要施策の成果と決算概要及び歳入歳出決算書、並びに監査委員の決算審査意見書に基づき、事業の執行状況、成果について慎重に審議を行った。その結果、認定第1号から認定第9号までの9議案はいずれも原案のとおり認定すべきものと決定した。委員会審査を通じて各委員から述べられた指摘や意見については、今後の行政執行及び予算編成に当たって、十分に反映していくよう求めた。なお、討論については、一般会計では、反対、賛成双方の討論があり国民健康保険事業特別会計、介護保険事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計について、それぞれ反対討論があった。

例年より突出した

支出に対する質疑

問 訴訟事務弁護士委託料の462万7千円について、その内訳と判決結果、また、訴訟を所管する課の担当職員などの人件費は試算しているのか、そして、訴訟に至る原因が、この議会の中で質疑の中から生まれてきている。執行部としては、謝罪を求めるべきではないか。

答 委託料の内訳は、東讃漁協の関係の裁判の着手金と成功報酬であり、判決の結果は1審、2審とも、市の完全勝訴である。訴訟費用についても原告が支払う判決であるが、弁護士費用や行政職員の人件費等は含まれないので人件費の算定はできていない。裁判の結果での謝罪についても期待はしていない。

閉会中の調査事件

総務文教常任委員会

調査実施日

平成24年11月12日

調査項目

1. 指定管理について（とらまるパペットランド）
2. 各小学校の通学状況と通学支援計画について

○指定管理について（とらまるパペットランド）

問 パペットランドについては、市外の学校等からの見学もあるが、20年経過して、今の施設の状況を見れば、当然修繕は必要と思うが。

答 特に来場者が目に付く外側のアーチ等、外観を重視して25年度に対応する。続いて外装を同一年度を実施し、27年度に照明操作と音響の予定である。

○各小学校の通学状況と通学支援について

問 通学路の整備に関しての経過、結果、今の整備状況等の説明を役員会の中で説明し

て、理解をいただいたのか。

答 夏休みの期間に各地区において、途中経過ということになるが、こういう状況になっているとの説明はしている。再度精査して、冬休みまでに各地区に通知・連絡を行う。



とらまるパペットランド

民生常任委員会

調査実施日

平成24年11月6日

調査項目

1. 大内クリーンセンターについて
2. 大内斎苑について
3. 幼保一元化について

○大内クリーンセンターについて

問 新設での汚水貯水槽にはどれくらいの量がたまるのか、それはどこへ処理するのか。

答 貯水槽の容量は、20m³である。外部の汚水処理施設に持ち込む。処理能力が非常に大きいので問題は発生しない。

○大内斎苑について

問 動物炉の待合室は、ちょっと殺風景だ。部屋が狭いのはしかたがないが、椅子を置いたり、内装品を置くなり、考慮が必要ではないか。

答 ベンチを1台置く予定にしている。利用者の数が多いようならば、移動式のベンチも置く。また待合用にテレビを用意する予定である。



大内斎苑 動物炉入口

○幼保一元化について

問 計画中の大内地区幼保一元化施設のプールは屋外の倉庫の2階に設置するのではなく、施設の建物内に設置するほうが良いのではないか。

答 施設整備検討会で検討した。 (後日検討した結果、施設建物内の遊戯室の2階部分に変更するとの報告があった。)

問 給食はなぜ給食センターを利用しないのか。

答 保育所は、現在の制度では自園調理と決まっている。幼稚園も含めて自園調理の方が合理的だと考えている。

建設経済常任委員会

調査実施日

平成24年11月6日

調査項目

1. 11号バイパス関連事業について
2. 公共下水道について (三本松地区)

○11号バイパス関連事業について

問 バイパスの市道取合工事費は国が負担するのか。

答 工区ごとに市道との交差部分は協議し、接続部より離れたところは市の工事になる。



国道11号バイパス工事状況

○公共下水道について (三本松地区)

問 処理場にオキシデーションディッチ処理方法を採用した理由は。

答 採用実績も多く、維持管理費も安価なことから採択し、事業許可の承認を得た。

問 事業計画の見直しはあるのか。

答 川東地区の農業集落排水エリアとの接続を計画し、県と協議中である。話が整いしだいに事業計画の変更を行う。22年・23年度でエリア的に整備しているが下水道への加算予測は。

問 現在のエリアで2千500人の内、1千人を見込んでいる。

答 汚水処理場の耐用年数は、構造物で50年、機械では20年で計画している。



川東上地区農業集落排水処理施設

賛 否 表

平成 24 年																					
第 5 回 定 例 会																					
12 月 20 日 採 決																					
可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決	可決
議案第4号	議案第5号	議案第6号	議案第7号	議案第8号	議案第9号	議案第10号	議案第12号	議案第13号	議案第14号	議案第15号	議案第16号	議案第17号	議案第18号	議案第19号	議案第23号	議案第24号	議案第25号	議案第26号	議案第27号	発議第1号	発議第2号
東かがわ市指定地域密着型サービス事業者の指定等に関する基準を定める条例の制定について	東かがわ市道路の構造の技術的基準等に関する条例の制定について	東かがわ市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する基準を定める条例の制定について	東かがわ市移動等円滑化のために必要な道路の構造の基準に関する条例の制定について	東かがわ市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の制定について	東かがわ市準用河川に係る河川管理施設等の構造の技術的基準に関する条例の制定について	東かがわ市印鑑条例の一部を改正する条例について	東かがわ市手数料条例の一部を改正する条例について	東かがわ市コミュニティセンター設置条例の一部を改正する条例について	東かがわ市交流プラザ条例の一部を改正する条例について	東かがわ市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について	東かがわ市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について	東かがわ市クリーンセンター設置条例の一部を改正する条例について	東かがわ市営住宅条例の一部を改正する条例について	東かがわ市都市公園条例の一部を改正する条例について	平成24年度東かがわ市一般会計補正予算(第4号)について	財産の譲渡について(旧引田中学校跡地)	指定管理者の指定について(綱島いこいの里)	指定管理者の指定について(とらまるパペットランド)	指定管理者の指定について(白鳥温泉)	東かがわ市議会委員会条例の一部を改正する条例について	東かがわ市議会会議規則の一部を改正する規則について
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議 員 の

会議名	平成 24 年																			
	第 5 回 定 例 会																			
	12 月 4 日 採 決															12月20日採決				
可決・否決の別	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	認定	承認	可決	可決	可決	可決	同意	同意	同意	否決	可決	可決
議案名	認定第1号	認定第2号	認定第3号	認定第4号	認定第5号	認定第6号	認定第7号	認定第8号	認定第9号	承認第1号	議案第11号	議案第20号	議案第21号	議案第22号	諮問第1号	諮問第2号	諮問第3号	議案第1号	議案第2号	議案第3号
議員名	東かがわ市指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に定める基準を定める条例の制定について 東かがわ市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について 東かがわ市統合庁舎建設に関する住民投票条例の制定について 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて 平成24年度東かがわ市水道事業会計補正予算（第2号）について 平成24年度東かがわ市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について 平成24年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について 東かがわ市立学校設置条例の一部を改正する条例について 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度東かがわ市一般会計補正予算（専決第2号）） 平成23年度東かがわ市水道事業会計決算の認定について 平成23年度東かがわ市商品券事業特別会計歳入歳出決算の認定について 平成23年度東かがわ市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について 平成23年度東かがわ市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について 平成23年度東かがわ市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について 平成23年度東かがわ市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について 平成23年度東かがわ市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について 平成23年度東かがわ市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について																			
滝川 俊一	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
楠田 敬	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
中川 利雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
大田 稔子	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
渡邊 堅次	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
鏡原 慎一郎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
鈴江代志子	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
東本 政行	●	●	●	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大森 忠明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
矢野 昭男	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
木村 ゆみ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
石橋 英雄	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
大藪 雅史	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
井上 弘志	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田中 孝博	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
池田 正美	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○
橋本 守	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○

※○は賛成 ●は反対した者です。
 ※議長（田中貞男）は可否同数の場合のみ表決権があります。
 ※諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて = 高田 千浪 氏
 ※諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて = 赤松 一人 氏
 ※諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて = 小島 泰秀 氏

議
会
日
誌

18日	15日	10日	26日	20日	19日	18日	7日	6日	5日	4日	28日	27日	12日	6日	31日	26日
議会広報編集特別委員会	議会基本条例検討協議会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会	議会広報編集特別委員会

10月

議会基本条例検討協議会
議会運営委員会

11月

民生常任委員会
建設経済常任委員会
総務文教常任委員会
全員協議会
議会運営委員会

12月

議会運営委員会
民生常任委員会
建設経済常任委員会
議会広報編集特別委員会

1月

議会広報編集特別委員会
議会基本条例検討協議会
議会広報編集特別委員会
議会広報編集特別委員会

東かがわ市議会基本条例

なぜ議会基本条例を
制定するのか

- ・我々議員自身の意識改革を行うことが必要
- ・市民のみなさんに地方議会をもっと知っていただきたい
- ・住民参加を進めて、みんなでより良い東かがわ市をつくりたい

説明会開催決定!!

- 2月13日(水) 引田公民館 19時から
- 2月14日(木) 東かがわ市交流プラザ 19時から
- 2月15日(金) 大内公民館 19時から

多くの皆様のお越しを心よりお待ちしております。

編集後記

新年おめでとうございます。昨年は統合庁舎建設についての賛否を問われる住民運動が起こりました。

そして運動にかかわった議員が辞職するという、まさしく議会にとりましては、激動の一年でありました。

議会は安易に市民に責任を負わせてはならない、市民から負託を受けているのだから自らの責任を果すことが何よりも基本であるということ肝に銘じて、やって行かなければならないと再認識した次第であります。

本年は、6月をめどに議会の憲法とも言えるべき議会基本条例の制定に取り組んでいるところであります。

議会もしっかりと知恵をしばり、その役割を果すため、様々な事業の論点を把握し、市民にわかりやすくお伝えしたいと存じます。

今年が皆様に取りまして、穏やかで、平安な年でありますよう祈念いたします。(M・H)

市民のみなさん
議会傍聴を
してみませんか